



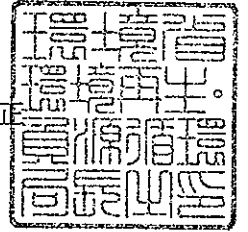
環循事発第 1710041 号

平成 29 年 10 月 4 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤晴貞 殿

環境省環境再生・資源循環局長 縄田 正



今後の除染・中間貯蔵施設・放射性物質汚染廃棄物処理の
安全・安心な事業の推進について（通知）

標記については、平成 29 年 6 月 9 日付（環水大総発第 1706093 号）で環境大臣から通知させていただいたところではありますが、今般、株式会社安藤・間の社員が福島県田村市の発注した除染工事について作業員の宿泊費を水増し請求し、費用を不正に受給した疑いで東京地方検察庁から起訴される事案が発生しました。

現在のところ、環境省が発注した工事で同様の不正事案は確認されていないところではありますが、このような事案が発生すると、福島をはじめとする地域住民及び国民の不安・疑念が高まり、事業全体に対する信頼を失うこととなります。

つきましては、貴団体におかれましては、このような認識に立って、会員企業の企業統治の強化及び法令遵守の徹底を今一度図っていただくとともに、下請け事業者への指導の更なる徹底、確認体制や情報共有体制の再点検を実施するなど、改めて、福島の復興事業に対する地域住民及び国民の信頼確保を図っていただきますようお願い申し上げます。